

資循第 1300 号  
令和 8 年 5 月 7 日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

### 低濃度 PCB 廃棄物の処分期間の周知について (依頼)

本県の廃棄物行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。) 廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、定められた期間内に処理することが義務付けられています。

#### 1 依頼事項

別添リーフレットや低濃度 PCB 廃棄物等の調査方法及び適正処理に係る手引きを参考にしていただき、今一度、低濃度 PCB 廃棄物等が残存していないかについて、貴団体会員様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

周知にあたっては、別添資料の電子データの御提供や、機関紙・メールマガジン等の文例についてもこちらで提案できますので、お気軽に御相談ください。

#### 2 経緯

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までと定められており、保管事業者はこの期間までに適正に処分する (自ら処分する、または処分を他人に委託する) 必要があります。

本県内の事業者の皆様には、これまでも低濃度 PCB 廃棄物に対する調査および適正処理を進めていただいております。しかし、処分期間まで残り 1 年を切った現在も、建屋の建替工事などの際に新たな低濃度 PCB 廃棄物が発見される事例が相次いで報告されています。

#### 3 その他

低濃度 PCB 廃棄物の分析及び処理については、別添の助成金パンフレットのとおりに、令和 7 年 4 月 1 日から公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が申請窓口となり、中小企業等向けの支援 (助成制度) が開始されていますので、貴団体会員様への周知について、併せて御協力いただきますようお願いいたします。

(令和 7 年 2 月 17 日付けの高濃度 PCB 廃棄物処理事業終了の周知の際にも同内容のパンフレットを送付しております。)

問合せ先

適正処理グループ 谷口

電話 045-210-4154

電子メール pcb.tyosa@pref.kanagawa.lg.jp